

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十八年十二月六日第百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和七年六月二十日	指定の取消し に係る道路の 種類	指定の取消し に係る道路の位置	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十八番一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十八番六まで	三十九・〇	六・〇	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番四から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一まで	七・八〇	六・〇	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一まで	四・〇	四・〇	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千七百七十四番二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千八百一十一番九まで	四十七・〇	四・〇〇六・五	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十二番二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千八百三十三番一まで	三十四・六六	五十五・五〇五十六・二	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十七番七から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十六番一まで	三十三・〇	九・〇	

第一〇二 号	取消 番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二 十七番三まで	指定の取消しに係る道路の位置
十一・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)